## 令和元年八千代市農業委員会

第10回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和元年八千代市農業委員会第 10 回総会議事日程

開催日時 令和元年10月8日(火)午後1時30分~午後3時11分

開催場所 八千代市役所新館 6 階 第 4 会議室

日程第1 議事録署名人の選任

日程第2 議案上程(議案第1号~第6号,報告第1号~第3号)

日程第3 議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号 農地競(公)売に係る買受適格証明願の件(農地法第3条分)

議案第2号 農地法第5条の件(県許可分)

議案第3号 農地法第3条の件

議案第4号 農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)

議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

議案第6号 八千代市農業振興計画策定検討委員会委員の選任

報告第1号 会長決裁事項の報告

農地の転用事実に関する照会の件

報告第2号 事務局長専決事項の報告

農地法第4条届出書の件

報告第3号 事務局長専決事項の報告

農地法第5条届出書の件

## **◆出席農業委員** (11 名)

1 立 石 猛 2 齋 藤 孝 一 3 黒 﨑 玲 子

4 小名木 伸 雄 6 將 司 実 7 江野澤 隆 之

8 浅 野 正 夫 10 石 井 忠 德 11 立 石 勝 則

12 萩原直也 14 間野惠一

(欠席委員:5加茂太郎9深山信夫13川嶋和義)

## ◆出席農地利用最適化推進委員 (11 名)

1 島村隼人 2 山﨑良弘 3 市川和彦

4 今 井 茂 5 志 田 啓 佑 6 鈴 木 勉

7 石 井 孝 治 8 村 田 一 夫 10 安 原 清

11 立 石 秀 夫 12 長 岡 勇

(欠席委員:9立 石 輝 雄 13 蜂 谷 與)

## **◆事務局** (4名)

局長 斎藤 万里子 次長 石原 雄二 主査補 青木 重憲 主事 樽見 侑樹

## ◆総会議事録

議長皆さん、こんにちは。

ただ今出席されております、農業委員は11名、推進委員は11名です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されま した令和元年八千代市農業委員会第10回総会は成立いたしました。

議長 ただ今から開会します。

◆日程第1,議事録署名人の選任を行います。

お諮りします。

議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、指名します。

3番 黒﨑委員, 4番 小名木委員, 両委員にお願いします。

議長 ◆日程第2,議案第1号から議案第6号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。

この際,お手元に配付してあります文書により,朗読は省略しますので, ご了承願います。

議長 ◆日程第3、これより、議案の審議及び採決を行います。

議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。

議長 ●議案第1号 農地公売に係る買受適格証明願の件,農地法第3条分,

1番 申請人の出頭を願います。

それぞれお名前をお願いします。

【1番 申請人入室】

議長 申請人及び申請代理人の方ですか。

申請人はい。代理人はい。

議長

申請人

○○です。

代理人

行政書士の○○です。

議長

申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。

次長 局長 議案朗読(1番)

本件につきましては、東京国税局が実施する農地の公売に参加するため の、買受適格証明の申請でございます。

現地調査につきましては、10月2日、申請者が居住する地区担当の黒崎委員、市川推進委員と10月の現地調査班で行いました。

場所は平戸の田2筆でございまして、詳細につきましては、案内図1ページをご覧ください。平戸橋の北西、約150メートルに位置しております。この申請地につきましては、先月の議案第1号1番農地公売に係る買受適格証明願で審議いただいた17筆のうちの一部になります。

申請理由は、申請人が東京国税局の実施する農地公売に参加したいとするものであります。

申請人は地元の佐山地区を中心に、農地を所有しておりますが、このたび申請人が所有している田の近隣で、申請地が公売にかけられることになったため、入札に参加し、取得をしたいとのことであります。

また, 落札した場合は, 水稲を作付けしたいとのことです。

農地法第3条の許可基準の要件につきまして、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありませんが貸付地があります。この貸付地は同じ集落の農家の方に貸し付けているものであり、それぞれ適切に耕作されています。貸付地の解釈につきましては、以前にもご説明いたしましたが、当該貸付地が適切に耕作されているときは、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しないことと解釈されているため、今回の申請について、問題ないことを申し添えいたします。

機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので 問題はありません。

農作業常時従事要件につきましては、従事日数が 270 日ですので、150 日要件を満たしています。

下限面積要件につきましては、現在の耕作面積は45,678平方メートルですので、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、周辺農地の利用に影響を与える要因

はなく, 問題はありません。

また、添付すべき必要書類も併せて確認をしております。

なお、本件につきましては、今回の審査で適格と認められ、証明書が交付された場合は、農地法第3条における農地を取得する要件が満たされていることになりますので、事務処理の迅速化として、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、あらためて総会で審議することなく許可書を交付する運びとなります。

説明は以上です。

議長

続いて、担当委員の意見を求めます。3番 黒﨑委員どうぞ。

黒﨑委員

去る10月2日,申請人の地区担当である市川推進委員と私,月担当の現 地調査班で行いました。

現地は平戸橋北西の比較的一団となっている平戸地区の田んぼで、適切 に管理がされておりました。

申請人につきましては、事務局から説明のあったとおり、永年経営を行っている農家世帯であり、自己の農地についても適切に管理されているため、特段問題はないと思います。

委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

議長

質疑を行います。

質疑ありませんか。立石勝則委員どうぞ。

立石勝則委員

田んぼを4町歩以上経営しているとのことですが、後継ぎや労働力に対しては問題ありませんでしょうか。

申請人

現在は孫が手伝ってくれています。

議長

農地が増えることになったら、経営、保全をよろしくお願いします。 他に質疑ありますか。

【「なし」の声あり】

議長

質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。申請人及び申請代理人は退場してください。

## 【1番 申請人退室】

議長 これより議案第1号について、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

【「討論なし」の声あり】

議長 討論なしと認め、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議長 議案第1号について、原案のとおり証明すること、及び、その後申請人から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があり、かつ、証明書の交付時と事情が異なっていないことが確認された場合は、許可書を交付す

ることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

### 【挙手】

議長 挙手,全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり証明すること、及び、その後申請人から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があり、かつ、証明書の交付時と事情が異なっていないことが確認された場合は、許可書を交付することに決定しました。

議長 ●議案第2号 農地法第5条の件, 県許可分,

1番 申請人の出頭を願います。

#### 【1番 申請人入室】

議長申請人及び申請代理人の方ですか。

申請人はい。代理人はい。

議長
それぞれお名前をお願いします。

代理人 株式会社ワイケイアートの○○です。

申請人

八千代市教育委員会の宮澤です。

議長

申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。

次長 局長 議案朗読(1番)

本件につきましては、10月2日、地区担当の萩原委員と長岡推進委員、 10月の現地調査班で調査を行いました。

場所でございますが、案内図2ページをご覧ください。萱田菅地台の畑でJA八千代市本店の東約400メートルに位置しております。土地利用計画図は次の3ページになりますが、今回の申請地は斜線で塗ってある部分になります。

申請理由は、申請地は土地利用計画図のとおりの開発計画があり、開発 事業予定者と八千代市教育委員会と協議した結果、申請地は埋蔵文化財包 蔵地とのことであり、開発事業前に埋蔵文化財の試掘調査が必要であるた め申請に至っております。内容といたしましては、八千代市教育委員会が 埋蔵文化財の試掘を行うため土地を使用貸借し、農地の一時転用申請した いとするものでございます。

なお、試掘が終了した際は農地に復元いたしますが、その後、分譲住宅の建設を目的とした開発許可の取得及び農地転用許可申請を予定しているとのことです。

転用許可基準である立地基準につきましては、まず農地区分につきましては、当該地は、農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10~クタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種農地及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地であります。第1種農地と同様に、申請に係る農地を文化財発掘等の目的で、調査研究の用に供する場合は、農地法施行規則第35条第1号の規定により、例外的に許可できるものとされております。

もう一つの転用許可基準である一般基準につきましては、申請目的実現 の確実性として、転用行為に必要な資力については、試掘費用は予算の範 囲内で八千代市教育委員会の負担で行うことになります。

転用行為の妨げとなる権利の有無について,当該地に借受人はなく,妨 げとなるものは確認できません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接に農地がありますが、 土砂等の流出がないように試掘を行うとのことです。

なお,添付すべき必要書類も併せて確認をしております。

説明は以上です。

議長

続いて, 担当委員の意見を求めます。

12番 萩原委員どうぞ。

萩原委員

去る 10 月 2 日に地区担当の長岡推進委員と私, 月担当の現地調査班で調査を行いました。

現地は草刈りがされており適切に管理されておりましたが、一部農機具などが置かれておりましたので、撤去するよう指導しました。その後、申請代理人から農機具などを撤去したとの報告があった旨、事務局から連絡があり、現地を確認したところ指摘事項は改善されておりましたので問題ないと考えます。

また、事務局から説明のあった通り、今回は、開発前に埋蔵文化財の試掘を行う必要があるため、一時転用して調査を行うこととなりますが、調査後に農地へ復元することとなりますので、申請については、問題ないと考えております。

委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

議長

質疑を行います。

質疑ありませんか。將司委員どうぞ。

將司委員

試掘後の開発は、どのような計画で進める予定なのでしょうか。

代理人

お手元の資料にもある通り、公園も含め21区画ほどの予定で、一般的な開発要綱に則っての開発です。近隣の方も含めての調整区域の開発という事で承認をとっていく予定です。

將司委員

今回の申請と開発の際の転用申請は審査要件が異なりますので、承知いただいたうえで、農業委員会と十分協議を行いながら進めてください。

代理人

はい、わかりました。

將司委員

教育委員会の方にお聞きしたいのですが、今回の調査の費用はどれぐら いかかるのでしょうか。

申請人

詳しい資料は今持ち合わせていませんが、30万円前後になると思いま

す。

議長

他に質疑ありますか。小名木委員どうぞ。

小名木委員

現地は、以前病院誘いた予定地であり、発掘調査を大規模に行ったと記憶しています。今回の申請地は、その時の申請地とは別なのでしょうか。 また、今回申請地以外の開発予定地は文化財発掘調査済ということなのか伺います。

申請人

現地は、かつて病院の予定地であったので、埋蔵文化財の発掘調査は数年来行っていました。その際に本調査まで終了している土地でありますが、今回の申請地については、当時の調査に及んでいなかった土地であるので、未実施でありますことから、一時転用の許可申請をするものです。

議長

他に質疑ありますか。

【「なし」の声あり】

議長

質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。

申請人及び申請代理人は退場してください。

#### 【1番 申請人退室】

議長

これより議案第2号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。

【「討論なし」の声あり】

議長

討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。

議長

議案第2号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の 農業委員の挙手を求めます。

【挙手】

#### 議長

挙手,全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり決定しました。

#### 議長

●議案第3号 農地法第3条の件,

事務局より概要の説明を願います。

## 次長 局長

## 議案朗読(1番)

本件の申請内容につきましては、土地の売買取得でございます。

場所につきましては、案内図4ページをご覧ください。吉橋西の崎の田3筆で、八千代西高校から北西、約560メートルに位置しております。

現地調査は10月2日,地区担当の安原推進委員と10月の現地調査班で行いました。

申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。

農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件につきましては、遊休農地および貸付地はありません。

機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので 問題はありません。

農作業常時従事要件につきましては、従事日数が 330 日ですので、150 日要件を満たしています。

下限面積要件につきましては、現在の耕作面積は67,289平方メートルですので、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、周辺農地の利用に影響を与える要因 はなく、問題はありません。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認しております。 説明は以上です。

## 議長

続いて、担当委員の意見を求めます。

安原推進委員どうぞ。

## 安原推進委員

- 去る 10 月2日,地区担当の私と月担当の現地調査班で調査を行いまし た。

譲渡人は相続により対象地を取得した非農家であり、現地は草が伸び遊休農地になっておりましたが、今後、譲受人の梨農家としての経営が落ち着きしだい、草刈りし適切に管理するとのことでした。

本件については、 譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとする

もので、今回の申請に合わせて譲渡人が船橋市に所有している農地についても、船橋市の農業委員会に申請するとのことです。

譲受人の取得要件についても、船橋市において永年経営を行っている農 家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。

委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

## 次長 局長

議案朗読(2番)

本件の申請内容につきましては、土地の贈与による所有権移転でございます。

場所につきましては、案内図5ページをご覧ください。吉橋西の台及び西芝山の畑4筆で、八千代西高校から東、約400メートル付近に位置しております。

現地調査は10月2日,地区担当の安原推進委員と10月の現地調査班で 行いました。

申請理由は、土地の贈与です。

農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件につきましては、遊休農地および貸付地はありません。

機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので 問題はありません。

農作業常時従事要件につきましては,従事日数が 250 日ですので,150 日要件を満たしています。

下限面積要件につきましては、現在の耕作面積は25,787平方メートルですので、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、周辺農地の利用に影響を与える要因 はなく、問題はありません。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認しております。 説明は以上です。

#### 議長

続いて,担当委員の意見を求めます。

安原推進委員どうぞ。

## 安原推進委員

去る 10 月 2 日, 地区担当の私と月担当の現地調査班で調査を行いました。

現地は耕うんされ、適切に管理されておりました。

本件については、 譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとするものです。

譲受人の取得要件についても,永年経営を行っている農家世帯ですので, 許可について特段問題はないと思います。

委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

## 次長

### 議案朗読(3番)

局長

本件の申請内容につきましては、土地の贈与による所有権移転でございます。

場所につきましては、案内図6、7ページをご覧ください。吉橋花輪向外の田畑13筆で、花輪橋から、半径約400メートル圏内に位置しております。

現地調査は 10 月 2 日, 地区担当の安原推進委員と 10 月の現地調査班で 行いました。

申請理由は、親子間の土地の贈与です。

農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件につきましては,遊休農地 および貸付地はありません。

機械の保有,技術についても永年,農業経営を続けてきた農家でり問題 はありません。

農作業常時従事要件につきましては,従事日数が 300 日ですので,150 日要件を満たしています。

下限面積要件につきましては、現在の耕作面積は15,987平方メートルですので、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては,周辺農地の利用に影響を与える要因 はなく,問題はありません。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認しております。

説明は以上です。

#### 議長

続いて、担当委員の意見を求めます。

安原推進委員どうぞ。

# 安原推進委員

去る 10 月 2 日, 地区担当の私と月担当の現地調査班で調査を行いました。

申請地は田畑合わせて 13 筆ありましたが、適切に管理されておりました。

本件については、永年、農業経営を行っている親子間の贈与になりますので、許可について特段問題はないと思います。

委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

議長

一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。小名木委員どうぞ。

小名木委員

3番について質問します。

親子間の贈与で、所有農地の一括贈与ではなく、一部を贈与する理由がわかれば教えてください。

事務局

申請人の話では、受人が農業次世代人材投資事業補助金を受ける上で、 親子間で所有権の移転が必要との事ですが、節税対策もあり、分割して贈 与を行っているとのことでした。2年ほど前にも親子間の贈与を行ってい ます。

議長

他にありますか。今井推進委員どうぞ。

今井推進委

2番について質問します。

員

渡人と受人は親子でもないようですが、どういういきさつで贈与なので しょうか。

事務局

第三者ですが、無償での所有権移転ですので、贈与の扱いとなります。

議長

安原推進委員どうぞ。

安原推進委員

渡人は親が亡くなり、自分が農家ではないので、しっかり管理してもらえる受人にお願いしたいという事のようです。親戚関係のようです。

議長

立石勝則委員どうぞ。

立石勝則委

事務局に伺いますが、今までに第三者に贈与という事案はありましたか。

員

事務局

ここ4年間ではありませんでした。

議長

他に質疑ありますか。

立石勝則委

1番について質問します。

員

受人は約6町歩の農地でどんな経営をしているのですか。

#### 事務局

船橋市に照会したところ、樹園地を含む畑が約2町歩、田が約5町歩と のことです。田については、申請者に伺ったところ、周辺の方が耕作でき なくなったところを借り受けているとのことでした。

議長

他に質疑ありますか。

【「なし」の声あり】

議長

質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第3号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。

【「討論なし」の声あり】

議長

討論なしと認め、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙 手を求めます。

#### 【挙手】

議長

挙手,全員であります。

よって、議案第3号ついては、原案のとおり決定しました。

議長

●議案第4号 農用地利用集積計画審議の件,

事務局より概要の説明を願います。

次長

議案朗読(1番及び2番)

局長

それでは、まず1番について説明いたします。お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります、令和元年第 10 回総会議案第 4 号案内図の 1 ページをご覧ください。

本件の申請内容につきましては、場所は上高野家下谷津及び森下谷津の田4筆で、駒形神社からそれぞれ北東約600メートル、東約200メートルに位置しております。

借受人の申請理由は,賃貸借権の再設定です。

貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。

賃料は、1 反当り、約 10,000 円です。

利用集積計画要件の、全部効率利用要件につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。

常時従事要件につきましては、従事日数は 150 日となっており、150 日 以上を満たしています。

続きまして、2番の説明をいたします。

第4号案内図の2ページをご覧ください。

本件の申請内容につきましては、場所は上高野殿台の畑4筆で、駒形神社から東約90メートルに位置しております。

借受人の申請理由は,使用貸借権の再設定です。

貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。

利用集積計画要件の、全部効率利用要件につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。

常時従事要件につきましては、従事日数は 150 日となっており、150 日 以上を満たしています。

説明は以上です。

議長質疑を行います。

質疑ありませんか。

議長 私から確認です。借人に自作地はないようですが、何を作っているのか、

耕作機械を保有しているのか、わかれば説明して下さい。

事務局 畑の耕作の内容は農政課で確認済みであることから、事務局では確認し

ていません。機械の保有は事務局により農地台帳で確認しています。

立石勝則委 年齢はわかりますか。

員

員

事務局 63歳です。

議長 石井推進委員どうぞ。

石井推進委<br />
進入路がないようですが。

事務局 幅員が狭いことから、この図面では表示されていませんが、現地に進入

路はあります。

議長 他に質疑ありますか。

【「なし」の声あり】

議長質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案第4号について、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

【「討論なし」の声あり】

議長 討論なしと認め、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙 手を求めます。

【挙手】

議長 挙手,全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり決定しました。

議長 ●議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の

件、事務局より概要の説明を願います。

次長 議案朗読(1番)

局長

本件につきましては、10月2日、地区担当の萩原委員、長岡推進委員と 10月の現地調査班で調査を行いました。

相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。

場所につきましては、現地調査案内図に戻っていただいて、8,9ページをご覧ください。

調査の結果につきましては、田としてそれぞれ適正に管理されておりましたので、その旨を本日配布した「議案第5号添付資料」のとおり、税務署に報告したいとするものです。説明は以上です。

議長

続いて,担当委員の意見を求めます。

長岡推進委員どうぞ。

長岡推進委員

去る 10 月 2 日,地元委員の萩原委員と私,月担当の現地調査班で,調査を行いました。

対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われます。

委員の皆さんのご審議, よろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

議長

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案第5号について、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

【「討論なし」の声あり】

議長

討論なしと認め、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり回答することに賛成の農業委員の挙 手を求めます。

### 【挙手】

議長

挙手,全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり決定しました。

議長

●議案第6号 八千代市農業振興計画策定検討委員会委員の選任の件, 事務局より説明を願います。

局長

お手元の議案第6号の別紙「八千代市農業振興計画策定検討委員会委員 の選任(案)」をご覧ください。

八千代市では、今年度と来年度の2か年をかけ、現行の農業振興計画を

見直し、新たな計画を策定する予定となっておりますことから、八千代市 農業の現状や、課題等について広く関係者の意見を聞くため、八千代市農 業振興計画策定検討委員会の設置を予定しているとのことです。

これに基づき,市長より農業委員会に策定検討委員会委員の推薦依頼がありましたので,総会運営委員会でご協議いただきましたところ,会長であります石井忠徳委員の推薦を受けましたので,このたび選任したいとするものであります。

説明は以上です。

議長

この件につきましては、総会運営委員会に諮られたので、江野澤委員長から報告願います。

江野澤委員

ただ今,事務局から説明のあったとおりですが,市長より,八千代市農 業振興計画策定検討委員会委員の推薦について依頼がございました。

これを受けまして、総会運営委員会で委員の選任について協議を行った 結果、現在会長であります石井忠徳委員にお願いしたいと意見がまとまり、 推薦することといたしましたので、報告いたします。以上でございます。

議長

ただ今,総会運営委員会から意見がありましたが,議案第6号について, 原案のとおり選任することに異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第6号については、原案のとおり決定しました。

議長

●報告第1号 会長決裁事項の報告について 農地の転用事実に関する照会の件,

事務局より報告を願います。

次長

報告説明(1番)

議長

質疑を行います。

質疑ありませんか。間野委員どうぞ。

間野委員

転用目的通り速やかに改修工事をしてもらい完了報告を提出してもらう 案件だと思うのですが。 事務局

開発事業の許可も取得しておりますが、ゴルフ場の経営者が変わり、施工するかどうかを検討している状況とのことです。業者が最近事務局に来まして相談を受けたところであります。

議長

小名木委員どうぞ。

小名木委員

所有権移転したくてこの照会が来ているが、農業委員会としてはノーと 判断したということですね。

事務局

所有権は転用許可後,当時の地権者から現在の権利者に移転されていま すが,工事が完了していないため,地目が変えられないという状況です。

小名木委員

農業委員会としては地目変更を認めないという事ですね。

事務局

平成 15 年に転用許可を出しているので、計画通りにその工事が完了した 時点で転用されたものと認めるべきと考えています。

小名木委員

現在でも転用許可は通用すると考えるのでしょうか。

事務局

許可自体は無効にはならないと考えています。

小名木委員

現在の権利者が新しい経営者に引き継ぎたいのですか。

事務局

現在の権利者が地目変更後に所有権移転を行い、新経営者に引き継ぎたいと考えているようです。

議長

間野委員どうぞ。

間野委員

これは法務局からの照会に対する報告であるので、転用に関することは 別途協議という事で良いのではないでしょうか。

議長

その様にご理解を願います。 他に質疑ありますか。

【「なし」の声あり】

議長

質疑なしと認め、質疑を終わります。

報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知 願います。

議長

●報告第2号 事務局長専決事項の報告について,

農地法第4条届出書の件, 事務局より報告を願います。

次長

報告説明(1番から5番)

議長

質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

議長

質疑なしと認め、質疑を終わります。

報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。

議長

●報告第3号 事務局長専決事項の報告について、

農地法第5条届出書の件, 事務局より報告を願います。

次長

報告説明(1番から5番)

議長

質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

議長

質疑なしと認め、質疑を終わります。

報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。

議長

その他としまして, 第2回遊休農地対策委員会が開催されましたので,

長岡推進委員から報告願います。

# 長岡推進委員

私から、9月の総会終了後に第2回遊休農地対策委員会が開催されましたので報告をいたします。

最初に事務局からの報告で、5月にも報告いたしましたが、萱田地区の 遊休農地の契約が7月29日に締結され、登記等が完了したことの報告があ りました。約3,600平方メートルで3反5畝、7筆です。遊休農地対策委 員会活動の成果があったものと考えております。

次に令和元年度の遊休農地解消の進め方について協議いたしました。

主な内容は、神野地区・米本地区の一部の遊休農地状態になっているところを、萩原委員から個人的に牧草地として借りたいと事務局に相談がありましたが、遊休農地対策委員会の活動として実施するのはどうですかという説明があり、委員の皆さんの意見を伺いました。

協議したところ、所有者との交渉等の協力は委員会で行うが、借人が解消するべきではないかという結論となり、遊休農地対策委員会は、所有者などの交渉等に協力していくことになりました。

次に、8月に委員の皆さんで利用状況調査を実施していただいたところですが、米本地区の一部に休耕農地があり、所有者の了解が得られれば、遊休農地委員会で解消して、新規就農者に斡旋できるように確保しておくのはどうかとの意見があり、委員の了解が得られたことから、今後は事務局で所有者の確認と新規就農者への利用権設定などが可能か確認して、遊休農地対策活動を進めていくことになりました。

今後も遊休農地対策委員会では,八千代市の遊休農地を少しでも解消していきたいと考えておりますので,よろしくお願いいたします。

議長

ただ今,遊休農地対策委員会より報告がありましたが、質問等ありませんか。

## 【「質問なし」の声あり】

議長

質問等がないようですので、報告のとおりとします。 長岡推進委員ありがとうございました。

議長

次に,第7回広報委員会が開催されましたので,島村推進委員から報告 願います。

## 島村推進委

員

9月9日総会終了後に第7回広報委員会を開催しました。内容としては、 農家リレー随筆の校正並びに編集後記の修正、追加事項として違反転用に 係る注意喚起のチラシを挟んで配布する事を決定しました。

11 月の総会で委員のみなさんに配布についてお願いしますのでよろしくお願いします。

議長

ただ今、広報委員会より報告がありましたが、質問等ありませんか。

【「質問なし」の声あり】

議長

質問等がないようですので、報告のとおりとします。 島村推進委員ありがとうございました。

議長

以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。

## 事務局

#### 事務連絡

- ○「令和元年度ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」 の開催について
- ○農業者年金加入推進活動に関する研修会の開催について
- ○「経営力強化・農地集積促進シンポジウム」の開催予定について
- ○イノシシ対策啓発資材(手ぬぐい)の配付について
- ○農業委員会活動記録簿の回収について
- ○議案書及び現地調査結果報告書の回収について
- ○次回の総会について

11月7日(木)午後2時30分から

市役所 新館6階 第4会議室

現地調査:10月31日(木)

午後1時15分集合

担当委員:黒﨑委員,小名木委員

議長

以上で令和元年第10回総会を閉会します。